

外来生物の調査及び駆除業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名称

外来生物の駆除及び調査業務

2. 業務に関する事項

(1) 事業目的と概要

アメリカザリガニとアカミミガメは市内に広く分布し、かつ多数生息しており、生態系への悪影響・被害が懸念されている。令和4年5月に外来生物法が改正され、今後、両種が特定外来生物に新たに指定され、輸入や販売、野外への放出の禁止など規制が強化されることとなった。

現状では、アメリカザリガニは市内全域で、アカミミガメは西区以外でほとんど調査・駆除が行われておらず、生息状況等の実態が把握できていない。このため、アメリカザリガニとアカミミガメの市内の生息状況や生態系への被害状況等を把握するための調査や駆除を、緊急に実施する必要がある。

また、令和4年7月に北区で新たに確認された特定外来生物クビアカツヤカミキリの生息実態や、令和3年7月に六甲アイランドで確認し、被害木の伐採等の対策を進めているツヤハダゴマダラカミキリによるアキニレの被害実態を把握し、対策を進めていく必要がある。

本業務は、アメリカザリガニとアカミミガメを含む外来生物の分布調査や駆除等を行うとともに、市民に対して外来生物問題を広く周知する機会とするものである。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（委託料上限額）

金6,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙「頭書」及び「委託契約約款」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

本プロポーザルに応募する事業者（以下、「応募者」という。）は、参加申込から契約締結までの間を通して、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

なお、複数の事業者により構成される共同企業体に応募する場合は、その構成員すべてが次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ・ 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当しないこと。
- ・ 国税及び地方税について滞納がないこと。
- ・ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・ 本業務の実施のために事業許可や資格等が必要な場合は、これらを有するまたは有する者を雇用していること。

5. スケジュール

・ 公募開始	令和 4 年 9 月 14 日
・ 質問期限	令和 4 年 10 月 11 日
・ 質問に対する回答	令和 4 年 10 月 13 日
・ 企画提案書の提出期限	令和 4 年 10 月 17 日
・ 企画提案審査会	令和 4 年 10 月 20 日（予定）
・ 選定結果の通知・公表	令和 4 年 10 月 21 日（予定）
・ 契約締結・業務開始	令和 4 年 10 月 24 日（予定）
・ 業務完了	令和 5 年 3 月 31 日

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 質問及び回答

(ア) 受付期間

令和 4 年 9 月 14 日 14 時から令和 4 年 10 月 11 日 17 時 30 分まで

(イ) 提出書類

質問書（様式 8 号）

(ウ) 提出先

神戸市環境局自然環境課

biodiversity@office.city.kobe.lg.jp 宛に E メールで提出すること

(エ) 回答方法

令和 4 年 10 月 13 日に神戸市ホームページにて回答

(2) 企画提案

(ア) 受付期間

令和 4 年 9 月 14 日 14 時から令和 4 年 10 月 17 日 17 時 30 分まで

(イ) 提出書類

- ① 企画提案 参加申請書（様式1号）
- ② 企画提案 参加資格確認書（様式2号）
- ③ 法人・団体概要（様式3号）
- ④ 神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第4号）
- ⑤ 共同企業体結成届出書（様式5号） ※共同企業体での応募の場合のみ
- ⑥ 企画提案書 ※企画提案書の様式は任意とするが、(ウ)に記載の項目を記載すること

(ウ) 企画提案書における必須記載項目

- ① 業務の方針
- ② 本業務にかかる実施体制
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響等により離職を余儀なくされた非正規雇用者及び失業者、就労に困難を抱える生活困窮者、現在求職活動をしているひとり親世帯の人の求人方法
- ④ 各業務における方向性と具体的な実施内容、手法
※冬期に実施できる内容、手法も含めること
- ⑤ 各業務における新規雇用者への教育・指導内容、方法
- ⑥ 各業務に取り組む上での安全衛生管理について
- ⑦ その他、別紙仕様書に定める業務内容と合わせて実施することで事業目的の達成に効果的と思われる業務の提案
- ⑧ 類似業務実績
- ⑨ 提案見積及び積算根拠

(エ) 提出先

神戸市環境局自然環境課

biodiversity@office.city.kobe.lg.jp 宛にEメールで提出すること

7. 選定に関する事項

(1) 企画提案審査会（プレゼンテーション審査）

(ア) 実施時期

令和4年10月20日に神戸市役所内にて実施予定（詳細については応募者に別途連絡する）

(イ) 実施方法

- ① 企画提案審査会において、企画提案書等の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員から質疑を受ける（説明時間：20分以内（機材設定時間を含む）、質疑時間：10分程度）。なお、提案が多数の場合は、提案時間の変更する場合がある。
- ② 内容説明（プレゼンテーション）は、本業務を受託した際に業務を担当する予定の者が行うこととする。なお、内容説明への参加人数は3名以内とする。
- ③ 企画提案審査会の出席者は、説明に際して必要となる機材（プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する）、PC、データ（パワーポイントなど）を用意すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、企画提案審査会をオンラインで開催する場合がある。その場合、詳細については応募者に別途連絡する。
- ⑤ 審査は、企画提案書等の内容並びに企画提案審査会における説明及び質疑結果を踏まえ、「別紙 選定基準」に基づき採点を行う。

(ウ) 評価点

審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いた場合は、当該応募者のうち、「別紙 選定基準」における「雇用人員の求人・安全衛生管理・教育」「業務の実施方法、手法等」の項目の合計得点を比較し、点数が高い者を委託候補者とする。なお、この合計得点も同点の場合は、くじ引きにより決定する。

(エ) その他

企画提案者が1者のみであった場合は、企画提案審査会における評価点が満点の6割以上であれば、委託候補者に選定する。また、選定した委託候補者が辞退等した場合は、次点の応募者を委託候補者とする。

(2) 選考結果の通知

令和4年10月21日を目途に、すべての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。

8. 契約の締結

企画提案審査会において選定した委託候補者と契約締結の協議を行う。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する（本市は契約受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある）。また、契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

- ①企画提案書作成に関する質問回答
- ②仕様書
- ③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」が「①又は②の内容」の水準を上回ると本市が判断した場合は、「③の内容」が「①又は②の内容」に優先するものとする。その他同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に委託候補者と協議した上で、その優先関係を判断する。

9. その他

- ・企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・すべての企画提案書は返却しない。
- ・提出された書類について、あらかじめ選定委員会前に内容の確認を行う場合がある。
- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- ・企画提案書の提出後に、選定委員会への参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届（様式第3号）」をEメールで提出すること。

10. 問い合わせ先

神戸市環境局自然環境課（担当：岡田、武田、矢指本）

住 所：〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階

電 話：078-595-6216

E-mail：biodiversity@office.city.kobe.lg.jp

選定基準

評価項目	内容	配点
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務の目的を十分理解した上で、全般的に市の環境施策に合致した提案となっているか。 	5
本業務にかかる実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を早期かつ確実に履行でき、安全管理に万全を期した管理・連絡体制となっているか。 	5
雇用人員の求人・安全衛生管理・教育	<ul style="list-style-type: none"> 人員の求人方法が、具体的かつ効果的であり、本業務の目的や趣旨に沿った人員からの申し込みが見込めるものとなっているか。 新規雇用者が業務に従事するにあたり、怪我対策等の安全衛生管理等は万全か。また、万が一、新規雇用者が怪我をした場合の保障等の対策は十分か。 	15
業務の実施方法、手法等	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全に寄与する内容となっているか。 対象の外来生物の確実な駆除・正確な調査が可能なものとなっているか。 対象の外来生物の活動時期や生態と、業務の実施時期・内容が適切に考慮されたものになっているか。 新規雇用者が、効率的かつ無理なく作業に取り組めるものとなっているか。 実現可能な提案内容になっているか。 	40
別紙仕様書に定める業務内容と合わせて実施する業務の提案	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的の達成に効果的と思われる提案内容となっているか。 	5
類似業務実績を踏まえた業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 従事予定者の類似業務の実績から、業務遂行能力があるか。 	10
価格	<ul style="list-style-type: none"> $10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$ ※ただし、小数点以下は四捨五入とする。 	10
地元企業に関する加算	<ul style="list-style-type: none"> 本社又は本店を神戸市内に置く応募者であるか。 (なお、本社又は本店が神戸市内にないが、支店等が神戸市内にある事業者については、配点を5点とする。) ※共同企業体の場合は、構成員すべての所在地で判断をし、その平均点(小数点以下は四捨五入)を得点とする。 	10